

津市隣保館運営審議会会議録

1 会議名	令和3年(2021年)度第2回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和4年3月2日(水) 午前10時から午前11時20分まで
3 開催場所	津図書館 視聴覚室
4 出席者の氏名	(津市隣保館運営審議会委員) 梅林慶文 大橋加代子 岡山勉 片岡福生 金子清志 小島広之 小平英雄 澤田知子 中川正治 中村光一 西田保男 福田信男 藤本正治 村林秀紀 (事務局) 人権担当理事 松下康典 地域調整室長 多門伸浩 地域調整担当主幹 樽井裕信 地域調整担当副主幹 濱田伸子 中央市民館長 市川雅章 橿形市民館長 前田重憲 長谷山市民館長 後藤 章 雲出市民館長 前田博之 久居北口市民館長 西川賢洋 久居北口文化会館長 水谷 明 川合文化会館長 森澤 啓 白山市民会館長代理 前川正和 美杉人権センター長 前田憲一
5 内容	1 令和3年度隣保館活動報告(中間報告)について 2 地域調整室の組織改正(報告)について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部地域調整室地域調整担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3166@city.tsu.lg.jp

議事内容 次のとおり

事務局	<p>(開会)</p> <p>ただ今より令和3年(2021年)度第2回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただきます津市市民部地域調整室の多門でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、隣保館の館長の異動がありましたので紹介いたします。</p> <p>令和3年10月より中央市民館長に市川が着任しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして、松下人権担当理事からご挨拶を申し上げます。</p> <p>(人権担当理事挨拶)</p>
事務局	<p>続きまして、議事に入ります前に、本日、22名の委員のうち14名のご出席をいただいておりますことから、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思います。</p> <p>村林会長、よろしくお願いいたします。</p>

<p>村林会長</p>	<p>村林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 皆さんの活発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>会議の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々から質問やご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>事務局から、あらかじめお話しいただくことは何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。</p> <p>また、今回、会議録へのご署名は、藤本委員と澤田委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>村林会長</p>	<p>委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>事務局、他にありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当審議会の公開についてでございますが、本市における審議会の会議の公開については、津市情報公開条例第23条において、個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより</p>

	<p>公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしく願いいたします。</p>
村林会長	<p>事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則として公開となりますがよろしいですね。</p> <p>(異議なしの声)</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>お手元の資料を1枚めくっていただいて、事項書の2番、事項(1)令和3年度隣保館活動報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局(多門)	<p>それでは、令和3年度隣保館事業活動報告の中間報告についてご説明いたします。</p> <p>資料の7ページから19ページをお願いします。</p> <p>令和3年度隣保館活動報告につきましては、令和3年12月31日までの内容となっております。</p> <p>各館における活動については、7ページに集約させていただいておりますとおり、隣保館の基本事業といたしまして、生活や健康など様々な相談事業を、また啓発・広報事業としまして隣保館だよりの発行や人権啓発講演会などの事業を、教養・文化講座としまして各種教室等の開催を、自主的組織活動事業として自治会やサークル活動への支援を、そして特別事業といたしましてデイサービス事業、地域交流促進事業などを、各館それぞれで内容は異なります</p>

	<p>が、現在実施しております。</p> <p>利用者数は、延べ27,813名で、月平均約3,090名、本年度も各館で文化教養講座を開講し、また各種学習会をとおして、地域コミュニティの醸成や人権啓発に努めているものでございますが、前年度の同時期と比較して、全体で325名の減少となっております。</p> <p>また、20ページから31ページまでの交流・連携・特色事業につきましては、本年度の事業計画に基づき、それぞれ実施してきているところでありまして、地域における拠点施設としての役割を担いつつ、人権諸課題の解決に向け、取り組んでいるところでございます。本年度におきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、一部の事業について中止を余儀なくされております。</p> <p>交流事業においては、主に地域の学校や自治会、老人会等々の関係団体とイベントなどを通して、交流親睦を深めております。</p> <p>連携事業においては、地域文化祭やフィールドワーク、講演会等を他団体と連携を図りながら事業を実施し、学習・啓発に努めております。</p> <p>特色事業においては、各館、デイサービスや人権講座、地域学習会など地域住民の要望に応じる独自の事業を実施しながら、親しみやすい館づくりを目指し、取り組んでおります。</p> <p>今回は中間報告となりますので、改めまして、次回の審議会においては1年間のトータルを報告させていただく予定をしております。</p> <p>令和3年度隣保館事業活動報告（中間報告）につきましては、以上でございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>議事について、事務局より説明がありました。ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
<p>村林会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 1つだけ、館の状態についてお聞きしたいのですけれど</p>

	<p>も、昨今の状態で、人が集まってすることが難しい状態になってきてはいますけれども、ネット等配信するような形での講演会等というのは、実施はされているのでしょうか。それとも、できない状況なのでしょうか。</p>
事務局(多門)	<p>ネットを通じて、オンラインで人権講演会ですとか、そういったものは当然ながら進めていかなければならない部分かなと、このご時世については、そう考えております。ただ、以前にもこの審議会でお話があったかと思いますが、館の方でWiFi環境が整っていなかったりとか、そういった部分があって、館の方でオンラインの講習を受ける、あるいは、館から発信することによって、オンラインの人権研修を行うということが難しいような状況の館も見受けられます。</p> <p>そういった中で、議題にはあげさせていなかったんですけれども、本年度、WiFiの整備について、以前こちらの審議会でお話しが出ましたので、次年度の予算要求に向けて、財政当局と要望の提出ですとか、調整を図ったのですが、残念ながら、私どもの説明不足もありまして、令和4年度については、WiFi環境の整備について、隣保館に整備を行うということについては、予算が取れませんでした。これについては、手法をいろいろと考えまして、さらにどういったことが隣保館のオンライン体制の中で、良い構築になっていくのかということを考えながら、次年度以降についても、財政の方に要求をしていきたいと思っております。</p> <p>オンラインにつきましては、それぞれ受講できている所もあれば、できていない所もあるということで、発信については、なかなか難しい状況であるかもしれませんが、それほど大人数でないというような研修体制ならば、例えば、本庁の方で、貸し出しWiFiみたいなものもございますので、そういったものも設置しつつ、それはその時だけになりますけれども、そういうことでオンラインの研修についても対応することが可能なのかなというふうに考えています。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。紙ベースでの方法等も今まで通</p>

	<p>り必要だと思いうんですけれども、即時性を伴うような、コロナのワクチン接種等の質問を受けていくのには、広報だけだと期間が開いてしまうので、そういうものも見られる形のものも作れるといいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>ないようですので、事項（１）については、終わらせていただきます。</p> <p>続きまして事項（２）の地域調整室の組織改正について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局(多門)	<p>来月の４月１日から、組織改正が行われることとなりますので、この隣保館運営審議会に関係する部分につきまして、説明、報告の方をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>お手元に「組織改正比較表」を置かせていただいておりますので、そちらを見比べていただきながら、お話を聞いていただきたいというふうに思ひます。</p> <p>次年度より、現在この審議会の事務局をしております私ども地域調整室という部署が、組織改正によって廃止され、人権課に統合されることとなりました。</p> <p>この統合により、人権課に現在の地域調整室の業務が移管され、隣保館の関連業務についても、人権課に引き継がれることとなります。</p> <p>この隣保館運営審議会につきましても、新しい人権課のもとで次年度以降も開催していくということとなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、今回の組織改正では、人権担当理事の職につきましても廃止されることになり、これまでの人権担当理事の職務は、４月以降、市民部長が担うこととなりました。</p> <p>この組織改正の目的は、本市の人権施策の中核である人権課と、隣保館の管理運営等を所管する地域調整室を統合することで、本市の人権施策の総合部門として、近年の人</p>

	<p>権問題の、より複雑化・多様化に対応するとともに、これまで以上に、幅広く、総合的かつ一体的な人権施策を推進していくものです。</p> <p>この組織改正で、現在の地域調整室と人権担当理事は廃止となりますが、次年度からは新しい市民部人権課として、市民部長がリーダーとなり、本市の人権施策と隣保館事業を後退させることなく、新たな体制により、人権啓発、人権教育、人権相談体制の充実などの取り組みを力強く進めてまいります。</p> <p>皆様には新年度からの体制について、いろいろとご心配いただいていることと思いますが、組織名として、地域調整室の名称がなくなってしまうだけで、隣保館運営をはじめ、各業務を行っていく上での体制につきましては、今年度までと来年度以降と、何ら変わることがないものでありますので、引き続き、今後も隣保館運営につきまして、ご支援ご指導を頂けたらありがたいと思っております。</p> <p>組織改正についての説明・報告は以上となります。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。</p>
<p>金子委員</p>	<p>場所はどこになるんですか。1階の市民部のところになるのか。あるいは、今までの場所になるのか。市民が来て、私らの要望とか、いろんなことを聞いてくれるようになるのか。</p>
<p>事務局(多門)</p>	<p>執務場所としては、いままであった3階と変わりません。あその場所が人権担当として、地域調整室と人権課と2つあるような状態ですけれども、大きな人権課となるというイメージなので、場所としては、3階のままとなりますので、お越しいただく場合には、今まで通り3階にお越しいただいたらよろしいかと思えます。</p>
<p>金子委員</p>	<p>組織改正というても、そういうふうなことだとあんまり</p>

	<p>何も変わらないのと違うの。改正なんやでさ、なるほどそうかなというような。</p> <p>例えば、これが地域連携課と一緒にになったということはいいと思うんですわ。現状の時にはよく似たことやった。地域連携課と地域調整室が分かれとったというのがおかしいと思うことが多々あるんです。というのは、要望を出しても、これは地域連携課の方で聞いてもらわんとあかんということが多かったもんでですけれども。</p> <p>この意図はどこにあるの。改正なんやでさ。こういうことをすることによって、やりやすくなるとか、よくなるということが必要なわけやろ。それ、答えてくれんか。</p>
事務局(松下)	<p>今回の組織改正、人権課と地域調整室を統合するわけなんですけれども、今までは、地域調整室は隣保館事業を所管しておりまして、そちらのいろいろな業務をしてきたわけなんですけど、隣保館の中でも、人権啓発でありますとか、相談事業、人権に関わる部分も当然やってきております。それとともに、人権課の方でも、本市の人権施策の中心となる部署ですので、全体的な市の人権施策の進行管理でありますとか、そういったこともやっているんですけれども、今の状況ですと、地域調整室で隣保館でやっている部分と、人権課が進めている部分と、必ずしもコミュニケーションをよくしながら事業を進めるという部分で、ちょっと弱い部分があったということがありまして、それがこの統合によりまして、1つの人権課になりますので、隣保館におきます、いろいろな人権の事業につきましても、人権課として、総合的にいろいろな議論をしながら進めていくことができるというのが一番大きな今回の組織改正での目的になります。以上でございます。</p>
金子委員	<p>分かりました。</p>
福田委員	<p>同じような質問になろうかと思うんですが、自治会問題と関わっているのではないかなというふうに。なぜかといいますと、朝日新聞にこんな記事があったんですよ。ちょっと紹介したいと思います。管轄下の人権担当調整室を</p>

<p>事務局(松下)</p>	<p>廃止するというふうを書いてもらってあって、後半に、この自治会問題が起きたのは、いかにも、今までの組織のあり方に問題があったというふうに書かれているんです。組織を改編することによって、こういうことは起きないだろうというふうな市長のコメントが書かれているんですけども、皆さん方はどんなふうにお考えで、このことが起きたことと組織改編と関係あるのかなのか、あるいは、現行の組織にどういう問題があったのか、どんなふうに変更されたかということは、今教えていただいたんですけども、イメージですけども、きめ細やかさがなくなったのではないかなというふうに。全部寄せてしまうということは、トータル的にもものが見えるというメリットはあるんですけども、さっき金子さんがおっしゃった、窓口どこになるんだろうという不安がありますよね。より丁寧に聞き届けてくれるために、多分、男女共同参画室とか、地域調整室というのは設けられていたんだろうと思うんですけども、そのあたりはどんなふうにお考えですか。</p> <p>先程、私が申しあげました目的であるとか、意図は当然ございますんですが、それ以前に、この自治会問題がございましたもので、それを是正するという意味合いもございます。今まで、地域調整室は津地域、合併する前の津市の中の隣保館が設置されておりますところをメインに所管してきたという部分がございます、本来ですと、例えば、自治会様のいろいろなご要望を聞いて、それを市の施策に反映させていくんですけども、その窓口となっておりますという部分が地域調整室の方には、今までございましたもので、そういった部分で、先程、きめ細かいというお話がございましたけれども、きめ細かさが細かすぎるといいますか、地域に寄り添い過ぎて、本来ですと、工事ですと、工事の担当している所管ですとか、そういったところが対応すべきものが、地域調整室がその間に入って、そこでいろいろな、今回の自治会問題に関連した、本来やるべきものでないようなこともやっておったというところがございますもので、そういったところを是正するというような意味合いもございます。</p>
----------------	--

福田委員	<p>先程の、統合することできめ細かさがなくなるのではないかというお話もございましたが、こちらについては、窓口については、広報等でそういうふうなことになりますけれども、ご心配はいりませんというような発信をしなければいけませんし、そういうことはありますけれども、今までの地域調整室が本来やっていくべき、そのきめ細かさにつきましては、人権課になりましても引き続きしっかりとやってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>よく分かりました。もうひとつ。これは前葉さんのコメントなのですが、組織改編で、今後は特別扱いにつながるようなことはないと言っているというふうに書かれているんですよね。今後は特別扱いにつながるようなことはないということは、今まで特別扱いしてきたということじゃないですか。これは部落問題の根本にかかわるようなお話なんですけれども。特別扱いを、地域の方はされておるという意識はきつくないと思うんですよね。様々な課題を抱えておるから、それは地域であろうが、地域でなかろうが、そうだと思うんですけれども。特別扱いをしてきたから、こんなことが起きたという発想は、私はおかしいと思うんですよね。こういうことが起きたのは、まさしく行政の差別性だと思うんです。何でも聞かなければならないという、保安意識であるとか、忌避意識であるとか。そういうことをなくしていくために、この運営委員会があったり、隣保館があるんですよね。そこのところ、根本的に議論してもらって改善してもらわないとですね。だから、新しく改編されたら、特別扱いすることもなくなってきたんだということですよ。論理のすり替えじゃないかと私なんか思ってしまっているんですけど、どうお考えですか。特別扱いしてきたのか。してきたつもりでしょうね、きっとね。この事件が起きたのは、行政の差別性だと僕は思うんです。無理難題でも聞かなければならないというふうな。差別意識があるから、こんなことが起きてしまったんですよね。そこへメスを入れていかないと。単純に組織改編して、この組織にしたら、そんなことを言うてくるものもないだろうと</p>
------	--

<p>事務局(松下)</p>	<p>いう発想が見え見えじゃないですか。そのあたりどのようにお考えでしょうか。</p> <p>市長が言われた特別扱いという意味合いは、地域の人たちがいろいろなご要望や悩んでみえることを隣保館が受け止めて、それにしっかり対応していく、そこは入っていないと思います。特別扱いというのは、今回の自治会問題を受けた、特定の自治会長への市の対応ですね、その部分を言っているわけですし、その部分につきましては、先程ご意見いただきましたけれども、市として、対応が駄目であったということ、市長以下、幹部職員もそうですし、市の職員みんながそのような認識を持っているところまでございまして、これについては、認識を持ったからといって、今後それが全くなくなるかということ、そういう保証はできませんけれども、そこをしっかりと今後直していくのは、私たちのこれからの仕事であると思っておりますし、市長もそういうお考えでそのような発言をしたというふうに認識をしております。</p>
<p>村林会長</p>	<p>単純な考え方もかもしれませんけれども、人権課というかたちの名前にされることによって、同和問題であるとか、部落差別の問題であるとかということ、全て人権という言葉にすり替えて、そのことによって進めていくような雰囲気を持つんです。もし、人権課ということが大事ならば、多文化共生とか男女共同というの、全部人権課に入れてしまってもいいような言い方なんだと思うんです、全て人権だからと言われるんならば。わざわざ、今まで、名前としては地域調整室ですけども、そこが狙っている部分というのは明らかにされていた部分で、同和対策の部分からずつつながっている部分だと思えるんですけども、それを隠してしまうことによって、主たる動きを全て人権という言葉に置き換えられているような感じを受けるんですけども、そのへん、今後の進め方として、隣保館のあり方も含めて、全体的な隣保館の位置付けをどういうふうにかえてみえるのかお聞かせいただきたいと思っております。</p>

事務局(松下)	<p>人権の問題というのは、様々な問題があると思います。その中に、大きな問題といたしまして、同和問題、部落問題がございます。今の人権課におきましても、同和問題について、差別をなくしていくために、ということで、いろいろな施策を行っているところでございます。それと、隣保館についても、隣保館事業として進めているところがございますけれども、そこを統合して、人権課ということになりますけれども、人権課の中の大きな問題、それが同和問題であるというふうには、私ども思っておりますし、そういう大きな問題について、人権という視点をもう一度持って、問題の解決に当たって、いろいろな事業を進めていくというような、そういった考えでございます。</p>
村林会長	<p>極めて個人的な主観かもしれませんが、教育においても、元々は同和教育という形で、はっきりしてきた部分が、人権教育に変わった段階で、ほとんどの教員の中で、以前の同和教育が分からない人たちがばかりなんです。多分、隣保館で話をされているとよく分かることだと思うんですけども、確かに時代が変わってきている中で、時代背景を伴うような感情を伝えることの難しさは当然あるんですけども、同和問題がかかわることの難しさが、逆に、人権という言葉によって、違う形に置き換えて、ほとんど同和問題に触れない形に置き換わってきているような形を感じるので、教育だけではなくて、行政の中でも、そういう方向に進んでしまうのではないのかなと。良いとか悪いとかは、ここでは別の問題として、明らかに隣保館と名乗れるような形では進んできてませんよね。どどこ隣保館と名乗っているようなところって、この近辺ではないと思うんです。市民館であったりとか、会館であったりとかという形で、隣保館であるところがそういうふうになって、何々隣保館という言い方はされないというのも、隠されてる、あるいは、隠さざるを得ない状況が未だに残っているということの現れだと思うんですけども、ますます、市のあり方が隠していく方向で進んでいくのではないのかなという感覚を受けるので、そういうふうに感じないように、是非みんなに見える形で進めていただきたいと思いま</p>

事務局(松下)	<p>す。</p> <p>ご心配はよく分かります。私も個人的には、同和問題ということは今の時代の中で触れにくいというような部分もあって、会長のご心配されることもあるのかなというふうには感じておりますけれども、今日の会長のご意見もしっかり胸に留めさせていただいて、また、この隣保館事業につきましては、今後もこの審議会の皆様で、ご議論等いただくとお思いますので、そういった中でも、そういったことについても、いろいろご相談、ご協力もさせていただきながら、より良い隣保館事業を進めていくようにしたいと思います。</p>
福田委員	<p>今の会長さんのご意見に付け加えるというようなニュアンスでもの言わせてもらいます。</p> <p>組織表の中に、人権課というのがあって、人権担当という一括りにしてますよね。担当というのは、素人考えですが、人権課というのがあって、会長さんがおっしゃるように、同和問題と他の問題とは、きちっと分けて考えなければならぬと違うかなど。差別の成り立ちも違うわけですので。せめて人権担当と一括りにするのではなくて、人権課があって、同和問題担当、障がい者の問題担当みたいな形にはならない。そう少し細かくはなるんですか。窓口は全部人権担当ということになるんですか。</p>
事務局(松下)	<p>すいません。この組織改正につきましては、私、人権担当理事ですけれども、人権担当の所管がこういったことにしてほしいとか、そういった議論がなくて、こういうふうになったということがございます。それで、今まで2つに分かれておったところが、人権課の人権担当ということになったわけですが、人権担当になる前、現行は人権課の人権啓発担当ということになっております。そこが、新しくは人権担当ということになりまして、その中で包括的に、人権に関わる問題、もちろん同和問題も入ってきますけれども、今までは地域調整室に分かれておりましたもので、地域調整室の一担当が背負ってきたというような部</p>

<p>福田委員</p>	<p>分もございますもので、そうではなくて、津市として、人権問題、同和問題も当然入ってくる中で、そこを人権課として、人権課の職員一人一人が責任を持って進めていくんだという意味合いもございます。そういった意味合いで、人権課人権担当ということになるんですけども、これはもう、今の段階で変更というのは不可能でございまして、そういうことでございます。</p> <p>決定されておる事項だと思うので、意見として聞いておいてほしいのですが、例えば、普通の発想だったら、人権課というのは、様々な人権を担当していくということであれば、スタッフは何人ぐらい必要なのかとか、あなたは同和問題について担当してくださいというふうに、分けていきますよね、分掌的に。普通はですね。まだ、具体的な作業はこれからなんでしょうけれども、そのあたりが私は心配なんですよね。組織改編によって特別扱いがないように、と市長さんがおっしゃることは、考えていくと、同和問題という括りで、特別扱いはもうしませんよということだっで、私は読み替えたんです。それは、さっき会長さんが心配していた、人権課、人権一般に、「one of them」という考え方です。でも、部落問題というのは特別じゃないですか。ずっと歴史にも、なかなか解消されていかないという。私は特別に扱わなければいかんと思うんです、逆に。それを一般化していくということの、行政の皆さんなり、市長さんをはじめ、そういうふうな解釈はどこか魂が抜けているのではないのかなという感じがしてならないです。これはどうしてくれ、こうしてくれじゃなくて、ちょっと私は危惧しているところです。</p>
<p>事務局(松下)</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。本当に、ご心配されているところは、私も非常に胸の痛むような、そういったご意見だというふうに思っております。本日いただいたご意見につきましては、今後の人権課をどういうふうに進めていくかという部分につきましても、参考にさせていただきたいと思います。あと、先程、人権担当の中で、同和問題は誰、何々問題は誰というようなお話がありましたけ</p>

岡山委員	<p>れども、そういったことはございません。人権問題、同和問題もありますけれども、それらも全て、人権課の人権担当の職員が全てを担当するというような意味合いですので、同和問題を誰か一人の担当にするとか、そういったことはありません。</p> <p>以前にもこの場で話が出たと思いますけれども、津市の市役所管内では人権課とか、これから市民部としてやっていただけるかと思えますけれども、他の課の職員はどうかという。私に言わせると、人権課、市民部がリーダーシップをとってもらおうというのは当然ですけれども、他の課の職員は、私ら関係ない課だから関係ないって、そういう人が多いような気がするんだけど、そこら辺の、本庁の職員に対しても、人権意識を高めてもらう、特に部落問題に関して、そういうふうな斡旋、リーダーシップ的なことをしてもらっているのかなと思って。そこら辺も疑問です。私ら支所管内では、学校の先生ともいろいろ話し合いをし、意識を高めるような勉強会、話し合いしてますよ。これは、市役所の職員がそういう他の課の人も意識を高めてもらわないと、こういうふうな問題、なかなか解決できないと思えますけれども、その辺、どうですか。</p>
事務局(松下)	<p>ありがとうございます。確かに、今おっしゃられましたような市の職員が本当にもっとしっかりと一人一人が同和問題をちゃんと認識して、それを各施策に反映させていかなければいけないのではないかというご意見をいただいているのは事実でございます。職員の認識も、高い職員も当然おりますけれども、全体的に低いような、そういった部分もございますので、まずは、職員に向けた研修を充実させていって、一人一人がそういった認識をしっかりと持つような取り組みを進めていくということと、それを各職員が自分の担当の中で、自分の進めている施策に反映させていくと、そういった部分が必要ということ強く認識しておりますので、その部分につきましても、新しい人権課として進めていきたいというふうに考えております。</p>

岡山委員	何か今、現在していることはないんですか。そんな話も以前出たと思うんだけども。
事務局(松下)	今、現在につきましても、もちろん職員研修をやっておりますし、それから、全庁的な人権に関わる施策というのを各担当課で進めておるわけでございますけれども、そちらについて、毎年、人権施策審議会という審議会がございまして、そちらの方で200ぐらいの全庁的な人権に関わる施策について、その進捗状況を確認していただきながら、評価をしていただいて、それを次年度の施策に反映させていくというような、そういう施策についても、今そういうような取り組みをさせていただいております。
岡山委員	それに関連して、前にも話が出たことがあるんだけども、人権大学のことにしても、何でこの人なんだという人が、行ってもらうことはいいことだから、とやかく言うことはないが、もっと若いバリバリの、違う人がいると思うのですが、何百人もいるのだから。それを考えると、誰か行かさなければならぬんで、送らなければならぬという、そういうふうにはか思えないんですが、その辺、もっと今後高まっていくように、もうちょっと若い職員さんを、違う課でもよろしいやんか。送り出してもらうことって可能ですか。
事務局(松下)	人権大学の派遣の件でございますけれども、私、今2年目でございますけれども、私が来てからは、いつからかは分かりませんが、人権大学に行くについては、全庁的に職員に募集をかけまして、手を挙げてきた職員を派遣しております。以前は、人権大学ですと、ほぼ半年間ぐらい継続して行かなければならないことがございますもので、行かず部署については負担がかかりますし、当然本人にも負担はかかるわけですが、そういったことも考えながら、でも行かなければならないというような認識を持って、今現在は行っていただいていると思っておりますけれども、今日のご意見も踏まえまして、今後の派遣につきましても、ちゃんとやる気があって、なおかつ行くにふ

金子委員	<p>さわしい人物を派遣していくように努めてまいります。</p> <p>今、話聞いていますと、「やってきます」「やってきます」と言っていますが、現実的にはここだけの話だと思うんです。例えば、前回の市議会だよりに出ていますが、自治会問題の終結をどこに置くのかという質問をしていますよね。そこには、市民の声として、今回の事件で、市長自身の甘い処分は納得いかないと。155人もの職員を処分した大事件だと。市長自身も元会長の知人女性のプレゼントのお返しをするという失態をしている。副市長の辞任でごまかし、事件の要因を考えず、保身のみの答弁に怒りを覚える。また、本来作らなくてもよいような条例を制定しようとしている等、市長はこの問題の終結をどこに置くのか。例えば、統制室というものを作りましたよね。刑務所と一緒にやね、こんなもの。なんで、津の職員のみんなが統制されなければならないの、市長に。私はそう思う。例えば、歪められた市政を、155人の職員が処分されたけれども、関係職員は納得しているのかというような問題もあがっているわけですよ。そう言われているんですよね、質問で。市長としての責任は2か月の給与返上で終わりか。これ、一番安いわな。これ、市長というのが全部の責任をとるんだよ。トヨタ自動車でも、何か問題が起こると、トヨタ自動車自身の上司が、深々と頭を下げて皆さんに謝りますよね。市長は、自分は何の責任を来ないようにして、部下を助けると言っていて、部下を処分しているわけだ、やってることは。この男は全然違いますよ。市民側に立ってるわけじゃないということだ。だからこそ、この同和問題をこういうふうにごまかしていかうとするわけ。結論はそういうことだと私は思っている。私らの隣保館の会議を開きますが、実際、その話、大きく話題になって、社会福祉協議会の成美地区の会長あたりも出席してもらってますが、こんな市長とんでもない話だと。そんなふうになってるんだ。ますます、縛り上げてく、統制室で縛り上げてくわけだ。市長のところまでいかないために、みんなえらい目にあったんじゃないの。だから、みんなを助けると彼は言ったわけだ。部下を全部助けますよと。その部下を全部処分しとる。自</p>
------	---

分だけ、のうのうと2か月の給与返上だと。何を寝ぼけとる。そんなような市長なんだ。彼の非難ばかりしないけど、これは市民の責任なんです。市長を選ぶのは市民なんだから。その時に間違いのない市長を選ばないといけない。彼は、もう10年もやってるんだ、市長を。ちっとも変わらないでしょう。何にも変わらないわけだ。現状的に、一生懸命に取り組んだ人間が処分されているというのがあるわけだ。統制室というのは一体なんなんだ。そんなものは必要か。今の市長に物申すという人間、市長が自分の自由になるような人間を副市長に据えてくる。おかしい問題と違うの。例えば、統制室の人間なんて一体どこ出身か皆さん知ってみえますか。だから、刑務所と一緒にだって言った。そんなもの、物言えませんよ、あんなんでは。そういうふうなやり方をしてくるといことは、民主主義の根幹に抵触する問題だと思う。怖くて物言えない、みんな。今まで一生懸命やっていた人間がもう私ら怖くても言えませんがと実際いってるんですよ。誰かというのは控えさせてもらいますけれども、しっかり聞きました。相生町の問題があった時に、この本庁から、バリバリの仕事ができると思える人間が26人も、私に久居に替えてくれ、替わりたいと。あそこなら安心だと。これは一体どうなっているのか、津市の本庁は。だから、職員からでも声をあげていかなあかんの。そうしないと浄化作用は起こらないよ。そのことに対して、一生懸命した人間が罰せられていたらいかん。何年前からやっているの。2年、3年と違うでしょ、自治会問題は。ずっと前葉が市長になった時からやってる。知らんでは通らない。彼は、竣工式とか何かで、一緒に参加してるんだから。それを責められたら、知ってますと。知らんと言ってる。参加していても、市長は。逃げている。自分が読ませてもらったように、チョコレート1枚もらっても。これ、どういうこと。例えば、議長が花束をもらっただけで、警察に訴えられた。頼んだわけでも何でもなし。議長になったので、おめでとうございますって来たもので、いりませんと言ったけど。そうしたら、お返しにちょっと持っていっただけで、今度はそんなものもらったらいけないと、書類送検だ。警察と一緒にいるって言いたい

ぐらいだ。警察の天下りのような連中が統制室に飛び込んでくるんだ。今度は、小松さんが副市長という話だけど、やりやすいわな。そんな、同和問題と私らを悪者にしていくというような感じが、私らはすごくとれる。隣保館の集まりで、実際そういう意見が多いんです。私ら、何を悪いことしてるんだ。当然の権利を主張しているだけだ。そういうことをよく分かってほしい。なぜかという、前にも話しましたが、久居には、165号線という国道が走ってます。その北と南で、片方は坪20万円で、片方は坪6千円って、そんなのあるか。皆さん、理解できるか。165号線を挟んで、私らの同和地区はものすごく便利な所なのに、坪6千円、高くても坪1万円。分かるかな、その意味。同じ財産持っても。評価額の方がずっと高い。私は言ったことがある、収税課へ行って。これ、たくさん税金欲しいからやるんか。実際、路線価はこんなんだ。私の家の前なんて、坪6千円で売りに出したけど、誰も買いにこない。おまけに、調整地区にいて、何も建てられないようにしてしまっただけ。安いし、海拔21メートルもあるんだから。なのに、買いにこない。同和だからということですよ。市自身がそういう態度をとってるんじゃないか、市自身が。そこに住んでる者の身にならなければいけないんじゃないの。市が同和に対して押しつけている。津市のトップがそういう考え方でいるわけだ。私ら、許せないね、許せない。だけど、そこで働いている皆さんも理解しなければならない。市長の子分と違うんだから。おたくら、市長に雇われているんじゃないんだから。27万人の市民から、たった2,500人の代表をやっているんだから。ちゃんと理解したらどうだ。よく考えていかなければいかんのと違うか。誰を信用したらいいか分からない。疑心暗鬼に職員同士がみんななっている、本庁は。よく考えていかなければ、津市は直らない。私は、この庁舎が建って、40何年間出入りしているから知っているが、順番に出てくるんだ。それを対処しないからだ。それを対処しようと思ったら、市長が出てきて、そういうふうに部下を守ってやらなければならんんじゃないか。口で言ったように。部下ばかり責めている。皆さんも理解しなければならんんじゃないか。私

<p>福田委員</p>	<p>はそれを言いたい。長くなってすみません。それをよく理解してほしい。</p> <p>こだわるわけではないですが、人権担当の中で細かく分けませんときっぱりおっしゃいましたよね。それはなぜなんですか。</p>
<p>事務局(松下)</p>	<p>細かく分けない理由は、人権課の人権担当の職員として、みんなが、一人一人が同和問題について向き合って、いろいろなことを考えて進めていかなければいけないからです。</p>
<p>福田委員</p>	<p>オールマイティの人間を置いとかないと無理ですよ。誰だって、この分野については勉強した。でも、男女の差別の問題については、あんまり勉強していない。あるいは、障がい者についての問題はちょっと勉強していないというふうに考えていった時には、どうして、胸張って、分けないということが正しいと思われるんですか。</p>
<p>事務局(松下)</p>	<p>今までの反省といたしまして、同和問題について長く携わってきて、専門的な知識や経験のある職員がおります。けれども、そういった職員は市役所の中ではほんの一部でございまして、やはり、職員の底上げというのは必要だというふうに感じておりまして、そういう中で、職員の資質をあげる、そういうリーダーとなるべきところが今度の人権課の人権担当だというふうに思っておりますので、そういった意味合いで、分けずに、人権課の人権担当はオールマイティになる必要もございませけれども、それとともに、一つ一つの問題についての専門性も経験も身につけてほしいといった思いもございませ。</p>
<p>村林会長</p>	<p>全体の底上げという中で、具体的に何かしていかない限り、本人の興味関心が中心となってしまうと思うので、その辺、課としての研修等をしっかり考えていただきたいと思います。その中、あえて申すなら、虐待で、子どもの虐待、高齢者の虐待、障がい者の虐待、別々の法律が</p>

	<p>できたことによって、対応は全部違う形で進んでいるはず です。この理解を全部できる形で虐待を取り組めるかとい うと、それはなかなか難しいと思います。それと同じよう に、人権に関しても、種々考え方や今までの活動の進め方 も違う中で、理解していくことに関しても、一まとめでは なかなか難しいところがあるので、それを理解していただ けるように、研修等よろしく願いいたします。</p> <p>ないようですので、事項（２）については、終わらせて いただきます。</p> <p>それでは、議事の（３）「その他」に移らせていただきま す。事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>事務局より委員改選についてご報告いたします。</p> <p>この運営審議会は任期が２年となっております、令和 ４年３月３１日付けをもって任期満了に伴い全委員解職と なります。新たに４月１日付けで新委員の選任をお願いす ることとなります。それぞれ所属する団体に向け、新委員 選任のお願いの書類を今月中に送付させていただくことな りますので、後日、新しい委員の選任につきまして、書 類提出についてよろしく願いいたします。</p> <p>最後に、今期の会長を務めていただきました村林委員、 副会長を務めていただきました西田委員には誠にありがた うございました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
<p>事務局(多門)</p>	<p>事務局より委員改選についてご報告いたします。</p> <p>この運営審議会は任期が２年となっております、令和 ４年３月３１日付けをもって任期満了に伴い全委員解職と なります。新たに４月１日付けで新委員の選任をお願いす ることとなります。それぞれ所属する団体に向け、新委員 選任のお願いの書類を今月中に送付させていただくことな りますので、後日、新しい委員の選任につきまして、書 類提出についてよろしく願いいたします。</p> <p>最後に、今期の会長を務めていただきました村林委員、 副会長を務めていただきました西田委員には誠にありがた うございました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
	<p>村林会長</p> <p>２の事項には直接関係なかったのですが、そこでは言わさせ ていただかなかったのですけれども、２つほど。</p> <p>現在、隣保館の置かれているところの場所的に、住民の 割合として、高齢者がすごく増えてきている中で、高齢者 に関する形を進めていこうとすると、隣保館の職員の新た なる知識としての高齢者の施策であったりとか、法的な部 分とか、なかなか難しいところがあるので、その辺を社会 福祉協議会とか、公民館とか上手くつなげていただくだ くことによって、隣保館単独で難しい部分や職員の大変さ の部分も少しは軽減できるのではないかということの思い</p>

金子委員

ますので、是非よろしく願いいたします。

同じく、啓発も隣保館でという形の中で、なかなか隣保館だけでという形は難しい中で、人権課がずっとされていると思うんですけれども、公民館とつながっていくことでほとんど無いんです。隣保館の活動は隣保館の活動でしてしまおうので、個々のことに関しての活動は別かもしれませんけれども、啓発に関しては、全体的に進めていくべきならば、そこはきちっとつなげて、市の側で。隣保館がすればいいということもあるかもしれませんけれども、まず全体をつなげていくことを市の方でしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さんに分かっておいていただきたいので、話させていただきますが、私らの地域は同和です。けれども、皆さん、下水道事業というのはご存知ですね。多大なお金をかけてやっていますが、その下水道事業について、私らのところは計画に入っていないんです。分かりますか。これ、私は確認を取りました。なんでしてくれないのか。私らはそれをどういうふう理解すればいいんですかね。そして、調整地区を全然とらないですから、どんどん高齢化していますので、皆さん亡くなっていきます。そうすると、大きな空き地がどんどんできてくるだけのことなんです。それを待っているのか。同和地区が無くなるのを待っているのか。なんで、私らは計画に入らないのか。これ、どうなっているのかと聞きたい。私らとしては、大きな差別だと思っている。計画に入っていないというのが答え。だから、しません。予定にはない。こんなことをはっきりと役所は答えてくる。だから、なくしていこうとしている。手厚い扱いをさせてもらう、これまでいろいろあったけど、じゃないんだ。だから、道もちゃんとしてもらえないし、何にもしてもらえない。税金だけびつくりするほど高い。評価額の方が高いって理解できるか。国道まで近くて、坪1万円ってそんなの、どこにあるか。そんな目にあってるんだ。それを市長は取り上げようとしない。副市長にも話をしたことがある。伝えといてくれとあったが、全然。あきらめるのを待っているのか。どんどん空き家が増える。草ぼうぼう。

	<p>だけども、人がいない。その人が死んだら、次の人がいない。誰も来ない。空き家のまんま。草ぼうぼう。私らが刈らなければならない。とにかく同和地区に対しては、なくなっていけばいいんだというのが、津市の考え方。市長の考え方ですよ。それはあからさまに見えている。何もしてくれない。私もこの年になってきて、何回やめさせてくれと言っても、やる人がいない。かなわない。これは切実な話です。そういうのもよく理解して。おたくら、口先だけで上手にしゃべるけど、しょっちゅう草刈りに来てくれるか。できないだろ。そういうことなんだ。口先だけなんだ。国体がコロナでできるかできないか分からないので、そんなに金かけないでも、と言ってきたが、金かけてどんどん良くしていった。ああいうものに金かけなくてもいいと思う。そんなことも言いたいんだ。もうちょっと、一生懸命働いてきて、差別もされて。日雇いが多い、私らのところは。仕方がないんだ、いくところがない。教育も受けられない。金がない。その者に対しても、考えてくれないといかん。何もしてくれないじゃないか。久居の工事は合併する前と合併後で、何でこんなに少なくなったんだ。それも大きなことですよ。どこから見ても、差別はだんだん陰険になってきているとということを切実に感じる。以上です。</p>
<p>村林会長</p>	<p>今言われたことで一つだけお願いがあるのが、隣保館にあがってきた住民の問題を解決していくための手順なり方法なりを明らかな形で明示していただけると、システムでも構わないですけれども、自分たちが困ったということを隣保館に言っていった時に、それがどうなっていくかということがみんなに分かりやすくなると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今日まで拙い進行の中で、いろいろとご迷惑をおかけしたと思いますが、どうもありがとうございます。</p>
<p>金子委員</p>	<p>失礼だけれども、会長、副会長というのは役所が選ぶわけじゃないだろ。</p>

村林会長	はい。
金子委員	どうやって選ばれているの。
村林会長	選出の方法って決まりましたよね。
事務局(多門)	はい。この審議会の委員さんの中で、互選という形で決めていきます。なので、新しいメンバーの中で、会長、副会長を決めていただけたらいいということです。
金子委員	役所は関与しないの。
事務局(多門)	しません。打診はしたりすることはありますけれども、決定していただくのは、委員さん同士で決定していただきます。
西田副会長	2年間、村林会長といろいろ、ご審議いただきありがとうございました。引き続き、自分も委員に選ばれましたら、また、来年度からも頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。長い間どうもありがとうございました。
村林会長	これを持ちまして令和3年度第2回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。